

精神障害の労災認定フローチャート

① 認定基準の対象となる精神障害を発病している

② 業務による心理的負荷の評価

1 特別な出来事に該当する出来事がある場合

2 特別な出来事に該当する出来事がない場合

(1) 「出来事」の平均的な心理的負荷の強度の判定 : (I 、 II 、 III)

(2) 出来事ごとの心理的負荷の総合評価 : (弱 、 中 、 強)

(3) 出来事が複数ある場合の心理的負荷の強度の全体評価 : (弱 、 中 、 強)

弱

中

強

労災にはなりません

別表2

③-1 業務以外の心理的負荷の評価

強度Ⅲに該当する出来事が認められない

強度Ⅲに該当する出来事が認められる

かつ

または

③-2 個体側要因の評価

個体側要因がない

個体側要因がある

労災認定

業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したのかを判断

労災認定

自殺

労災にはなりません

精神障害によって、正常な認識や行為選択能力、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で行われたもの